

広尾町広告物掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広尾町（以下「町」という。）が作成する広報紙、封筒及び冊子類の印刷物並びに町公式ウェブサイト（以下「広告媒体」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて基本的な事項を定め、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 掲載できる広告は、町の品位を損なわないよう十分配慮するとともに、町民生活との関連性等を考慮し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) ギャンブルに関係するもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に関係するもの
- (6) 社会問題、意見広告及び個人宣伝その他これらに類するもの
- (7) 必要以上に町民に購買意欲をそそる内容であるもの
- (8) 商品先物取引及び貸金業その他これらに類するもの
- (9) 売名行為及びこれに類する内容のもの
- (10) 暴力団その他の反社会的勢力が関与しているもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (13) 比較広告となるもの
- (14) 懸賞広告及びクーポン付き広告であるもの
- (15) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(取扱基準等)

第3条 広告媒体に掲載する広告に関し、広告の掲載ができる広告媒体を担当する課（以下「担当課」という。）は、次に掲げる基準を別に定めるものとする。

- (1) 広告の掲載の申込方法
- (2) 広告料の額
- (3) 広告の掲載枠の規格
- (4) 広告の掲載の場所又は位置の指定
- (5) 広告の掲載の時期又は回数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載に伴い必要となる事項
(広告申込者の募集)

第4条 広告媒体に広告の掲載を希望するもの（以下「広告申込者」という。）の募集は、原則として町の広報紙、ホームページ等により公募するものとする。ただし、広告申込者が募集の枠に満たないときは、第2条の規定を踏まえ、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告申込者の資格)

第5条 広告の掲載を申し込むことのできるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業を行う個人又は法人であつて、町内に事業所等を有するもの
- (2) 町内に住所を有するものを主な構成員とする団体
- (3) その他町長が適当と認めたもの

2 前項の規定に関わらず、町税及び各種使用料等を滞納しているもの及び行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないものの広告は掲載しない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告申込者は、広尾町広告掲載申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(広告主の決定等)

第7条 町長は、申込みがあったときは、広告掲載の範囲及び基準並びに広告媒体ごとに定める基準等に適合する広告を決定する。

2 町長は、広告申込者に対し、広告の掲載の可否を広尾町広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

3 広告を掲載するに当たり、町長と広告掲載の決定を受けた広告申込者（以下「広告主」という。）は、契約を締結するものとする。

(広告料等の納付及び経費の負担)

第8条 広告主は、町長が指定する期日までに広告料を支払わなければならない。

2 町は、広告主に対し、広告料のほか広告掲載に係る経費を負担させることができる。

(広告の内容等の変更)

第9条 町長は、広告の内容若しくはデザイン、リンク先のホームページの内容等がこの要綱に抵触していると判断したとき、又はそれらが法令等に違反しているとき若しくはそのおそれがあるときは、広告主に対して、広告の内容等の変更を指示することができる。

(広告掲載の取消等)

第10条 町長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取消し、又は該当する事由が解消されるまでの期間、広告の掲載を停止することができる。

- (1) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告料が納期限までに納付されなかったとき。
- (4) 広告主から広告掲載の辞退の申し出があったとき。
- (5) 前条の規定による広告の内容等の変更に応じないとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により広告の掲載の決定を受けたことが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと町長が認めるとき。

(広告料の還付)

第11条 広告掲載後の広告料は、原則として還付しないものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(広告の掲載に伴う責任等)

第12条 広告媒体に掲載した広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主の責めに帰すべき事由により町に損害が発生した場合には、広告主は町に対して損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体への広告掲載等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）
別記第1号様式（第6条関係）

広尾町広告掲載申込書

広尾町広告物掲載要綱第6条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申込みます。
なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること及び広尾町広告物掲載要綱を遵守することを誓約します。

年 月 日

広尾町長 様

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名
連絡先

掲載を希望する広告媒体	
掲載デザイン及び規格	別添資料のとおり
掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日
納税及び使用料の納付 状況	租税及び使用料につき滞納していないことを確認 することに同意します。

添付書類

- ・ 広告掲載デザイン及び規格を示す書類
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書
 - ・ その他担当課が必要とする書類
-

納税担当課

上記申込者に関して、広尾町において納税の滞納はありません。

担当者 _____ (印)

使用料担当課

上記申込者に関して、広尾町において使用料の滞納はありません。

担当者 _____ (印)

使用料担当課

上記申込者に関して、広尾町において使用料の滞納はありません。

担当者 _____ (印)

別記第2号様式（第7条関係）
別記第2号様式（第7条関係）

広尾町広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

広尾町長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、次のとおり決定しましたので通知します。

掲載の可否	可 否
掲載を希望する広告媒体	
掲載デザイン及び規格	別添書類のとおり
掲載期間	年 月 日～ 年 月 日
広告掲載料金	円
備考	